

# 第104期 定時株主総会招集ご通知

**日 時** .....

平成27年6月25日(木曜日)午前10時

**場 所** .....

広島市中区紙屋町一丁目3番8号  
当行本店7階集会室

## 目 次

第104期定時株主総会招集ご通知 .....	1
(添付書類)	
第104期事業報告 .....	3
計算書類 .....	27
連結計算書類 .....	29
監査報告書 .....	32
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金処分の件 .....	36
第2号議案 定款一部変更の件 .....	37
第3号議案 取締役10名選任の件 .....	38
第4号議案 監査役 5 名選任の件 .....	42
第5号議案 取締役に対する 業績連動型報酬額改定の件 .....	44
インターネットにより議決権行使をされる場合の 手続きおよび取扱い等について .....	46

証券コード8379

平成27年6月4日

株 主 各 位

広島市中区紙屋町一丁目3番8号

株式会社 **広島銀行**  
取締役頭取 池 田 晃 治

## 第104期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第104期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができます。

書面により議決権を行使される場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後6時までに到着するよう折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合も同様に株主総会参考書類をご検討くださいます。後記の「インターネットにより議決権行使をされる場合のお手続きおよび取扱い等について」（46頁）をご高覧のうえ、平成27年6月24日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
  2. 場 所 広島市中区紙屋町一丁目3番8号 当行本店7階集会室
  3. 目的事項  
報告事項 第104期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類  
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役10名選任の件
  - 第4号議案 監査役5名選任の件
  - 第5号議案 取締役に対する業績連動型報酬額改定の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <http://www.hirogin.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。
  - ①計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表（計算書類の注記）」
  - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表（連結計算書類の注記）」したがって、本招集ご通知の計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査役会が監査報告書を作成するに際して監査した計算書類および連結計算書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <http://www.hirogin.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## 第104期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 事業報告

### 1 当行の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果等

〔主要な事業内容〕

当行は、広島県に本店を置き、隣接する岡山県、山口県、愛媛県を含めた4県を中心とする地域の金融機関として、充実したネットワークを活かし、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、信託業務に加え、投資信託や保険商品の窓口販売業務などの総合金融サービスを提供しております。

〔経済金融環境〕

平成26年度におけるわが国経済は、消費税増税の影響により個人消費や住宅投資の落ち込みがみられたものの、日本銀行の追加金融緩和策や政府の経済政策により円安・株高が進展するなか、輸出や生産が緩やかに持ち直すなど、底堅く推移しました。また、企業収益が総じて堅調に推移したほか、雇用・所得環境も改善を続けるなど、全体として景気は緩やかな回復傾向を辿りました。

当地方の経済は、全国と同様に、消費税増税後に個人消費や住宅投資が低迷したものの、円安の進行等を受けて、主力の自動車産業を中心に輸出や生産活動が回復するなど、持ち直しの動きが続きました。また、この間、企業業績が好調に推移したほか、雇用・所得環境が着実に改善を続けるなど、全体として景気は緩やかに回復しました。

こうしたなか、金融面では、短期金利は金融緩和が続くなかで、0.01%台～0.08%台で推移しました。長期金利は国債の需給環境の改善等を背景に、0.2%台～0.6%台の低水準で推移しました。

〔事業の経過及び成果〕

このような経済金融環境のもと、当行は、平成24年度からスタートさせた「中期計画2012～改革への挑戦～」の最終年度を、「地域社会との強い信頼関係で結ばれた、頼りがいのある<ひろぎんグループ>を構築する」という経営ビジョンの実現に向け、お客さま

第一主義に徹するなかで、地域に密着した総合金融サービスの提供に努めてまいりました。

営業面では、お客さまの幅広い金融ニーズにスピーディにお応えするため、投資信託等の商品構成を充実させたほか、「<ひろぎん>ではじめよう！資産運用キャンペーン」や「はじめて！つかって！NISAキャンペーン」等の各種キャンペーンを実施しました。

新しい商品・サービス等につきましては、個人のお客さま向けとして、高齢化社会の進展に伴うニーズにお応えするため、「高齢者向けローン」の商品拡充や「<ひろぎん>アセットトラスト」・「<ひろぎん>家族つなぐ信託」等の取り扱いを開始しました。また、個人ローン全般について従来以上にお気軽にご相談いただけるよう、全営業店及び個人ローンセンターに「ローンの窓口」を設置しました。法人や個人事業主のお客さま向けとしては、成長分野として期待される環境・エネルギー分野や医療・介護分野等を対象とした「ひろぎん『成長分野支援融資制度』」や、新規創業時の支援を目的とした「<ひろぎん>創業支援ローン」等の取り扱いを開始しました。

店舗につきましては、平成26年5月に23年ぶりの広島県外の新規出店となる岡山西支店を新築オープンしたほか、平成26年10月には五日市中央支店を五日市北出張所と統合・新築移転するとともに渉外担当者を配置し、お客さまの利便性向上と営業力の強化を図りました。

店舗外現金自動設備につきましては、期中7カ所を新設した一方で7カ所を廃止し、期末現在で318カ所を設置しております。なお、「コンビニATMサービス」として共同利用できる店舗外現金自動設備は、期中2,315カ所増加して期末現在、全国で43,423カ所（うち広島県内1,022カ所）となりました。

地域経済の活性化に向けた活動では、お客さまのビジネスチャンスの創出やネットワーク拡大の機会を提供するため、各種セミナーや交流会を開催したほか、地元企業の円滑な事業承継を支援するため、中国地方の他の金融機関等と連携し、事業承継事案を対象を特定した「せとうち事業承継ファンド『結（むすぶ）』」を組成しました。

また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、当行従事者による「ひろぎんの里山」での植樹や「キッズ・マネースクール」・「ライフプランセミナー」などの各年代層に応じた金融教育支援を実施し、地域社会の一員として、コミュニティ活動やボランティア活動にも積極的に取り組んでおります。

以上のように、株主及びお取引先の皆さま方の力強いご支援のもと、全行をあげて収益力の強化と経営基盤の拡充を図り、経営の合理化に努めました結果、次のような業績を収めることができました。

#### (預 金)

預金は、地域に密着した地道な営業活動に努めた結果、個人預金・法人預金がともに大きく増加し、期中3,370億円増加して、期末残高は6兆5,251億円となりました。

#### (貸 出 金)

貸出金は、中小企業向け貸出への積極的な取り組みに加え、全営業店への「ローンの窓口」の設置等、個人ローンの営業体制を強化した結果、期中2,975億円増加して、期末残高は5兆1,021億円となりました。

#### (有価証券)

有価証券は、市場動向に配慮した運用に努めました結果、外貨外国証券が増加したことを主因に、期中1,503億円増加して、期末残高は2兆1,394億円となりました。

#### (外国為替取扱高)

外国為替取扱高は、資本取引が減少したことを主因に、前期比4億58百万ドル減少して、170億68百万ドルとなりました。

#### (損益状況)

損益につきましては、資金の効率的な運用・調達、役務取引の推進、経営全般に亘る合理化に鋭意努め、収益力の強化を図ることはもとより、お取引先への経営改善支援を強化するなど、与信管理の徹底等を図りました結果、経常利益は、前期比15億95百万円増加して397億33百万円、当期純利益は、前期比14億37百万円増加して238億87百万円となりました。なお、連結経常利益は、前年度比9億20百万円増加して403億15百万円、連結当期純利益は、前年度比36億81百万円増加して265億63百万円となりました。

#### [当行の対処すべき課題]

平成26年度の当行の業績は、貸出金利の低下を主因とする資金利益の減少はあったものの、コンサルティング営業の強化による役務取引利益等の増加や経費の削減などにより、当期純利益は前年比14億円増益の239億円となりました。

また、平成24年度から3年にわたって取り組んできた「中期計画2012～改革への挑戦～」において掲げた経営目標は、役職員が一丸となって『意識・行動改革』に努めた結果、全項目で達成することができました。

一方で、当行を取り巻く環境を展望しますと、人口や事業所数の減少に起因する地域経済の縮小や平成27年秋予定のゆうちょ銀行・かんぽ生命保険の株式上場に伴う一層の競争激化など、厳しい局面を迎えつつあります。

この様な環境の下で、当行が、地域のお客さまの持続的成長に貢献し、業務領域の拡大を通じてお客さまの裾野を広げ、地域全体を発展させていくという、「地域金融機関の本質的な役割」を果たすためには、より一層の経営基盤の強化が必要であると考えております。

こうした考えに基づき、当行は本年4月に「中期計画2015～地域と共に未来を『創る』～」をスタートしました。

新中期計画では、

『金融仲介機能の発揮を通じ、地域のお客さまと共に持続的に成長していく「好循環」の創造』

『新たな付加価値の創出による企業価値の向上』

『地方創生への積極的なコミット』

を三本柱として掲げ、営業推進体制の強化や地域別戦略に基づいた経営資源の再配分を通じて「質の伴った量の拡大」を実現してまいります。

また、多様化するお客さまのニーズに的確に対応し、当行の優位性を創り上げるために、女性の活躍に向けた取り組みの強化や専門人材の確保に向けたキャリア採用の実施など、ダイバーシティの推進に努めてまいります。

加えて、コンプライアンスについては「意識の浸透」から「役職員一人ひとりの実践」へとレベルアップを図り、不祥事件未然防止に向けた態勢を強化してまいります。あわせて金融犯罪の未然防止や顧客情報管理の高度化など、お客さま保護への取り組みも強化してまいります。

さらに、当行は地域になくてはならない銀行グループを目指すために、社会貢献や環境保全といった、CSRに関するあらゆる面で積極的に行動し、地域での存在価値を更に高めてまいります。

これらの取り組みを通じて、全てのステークホルダーから信頼される、頼りがいのある<ひろぎんグループ>を構築してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預 金	57,646	59,325	61,881	65,251
定期性預金	22,517	22,602	23,354	24,847
その他	35,128	36,722	38,526	40,403
社 債	700	700	500	200
貸 出 金	44,670	46,451	48,046	51,021
個人向け	9,262	9,438	9,796	9,942
中小企業向け	21,251	21,876	22,628	24,303
その他	14,156	15,136	15,620	16,776
特定取引資産 (トレーディング資産)	320	155	125	185
特定取引負債 (トレーディング負債)	298	132	103	162
有 価 証 券	18,129	20,642	19,891	21,394
国 債	11,439	12,568	11,283	11,346
その他	6,689	8,074	8,608	10,047
総 資 産	66,498	70,595	72,009	78,798
内 国 為 替 取 扱 高	567,917	571,142	576,933	561,843
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 21,543	百万ドル 21,038	百万ドル 17,526	百万ドル 17,068
経 常 利 益	百万円 26,197	百万円 29,653	百万円 38,138	百万円 39,733
当 期 純 利 益	百万円 13,389	百万円 16,743	百万円 22,450	百万円 23,887
1株当たりの当期純利益	円 銭 21 66	円 銭 27 03	円 銭 36 18	円 銭 38 43
信 託 財 産	267	301	311	312
信 託 報 酬	百万円 121	百万円 108	百万円 109	百万円 136

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。



## (参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連結経常収益	1,301	1,323	1,437	1,288
連結経常利益	277	322	393	403
連結当期純利益	138	174	228	265
連結純資産額	3,274	3,663	3,585	4,361
連結総資産	66,506	70,616	72,055	79,170

(注) 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しております。

## (3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	3,367人	3,325人
平均年齢	40年9月	40年11月
平均勤続年数	17年5月	17年10月
平均給与月額	410千円	415千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。  
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

#### (4) 営業所等の状況

##### イ 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
広 島 県	136 店	うち出張所 ( 17 )	137 店	うち出張所 ( 18 )
岡 山 県	10	( ー )	10	( ー )
山 口 県	7	( ー )	7	( ー )
島 根 県	1	( ー )	1	( ー )
愛 媛 県	6	( ー )	6	( ー )
福 岡 県	2	( ー )	2	( ー )
兵 庫 県	2	( ー )	2	( ー )
大 阪 府	1	( ー )	1	( ー )
愛 知 県	1	( ー )	1	( ー )
東 京 都	1	( ー )	1	( ー )
国 内 計	167	( 17 )	168	( 18 )
海 外	—	( ー )	—	( ー )
合 計	167	( 17 )	168	( 18 )

(注) 上記のほか当年度末において、駐在員事務所、店舗外現金自動設備を次のとおり設置しております。

	当 年 度 末	前 年 度 末
駐 在 員 事 務 所	3カ所	3カ所
店 舗 外 現 金 自 動 設 備	43,741カ所	41,426カ所

なお、上記の店舗外現金自動設備には、株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス等との提携（以下、コンビニATMという。）による共同の店舗外現金自動設備を43,423カ所（前年度末41,108カ所）含んでおります。

□ 当年度新設営業所

当年度の新設営業所につきましては、該当ありません。

- (注) 1. 当年度において五日市中央支店五日市北出張所を廃止いたしました。  
2. 上記のほか、当年度において次のとおり店舗外現金自動設備を7ヵ所新設いたしました。

(コンビニATMを除く)

本店営業部中国新聞ビルディング共同出張所	(広島県広島市中区土橋町)
福山野上支店フレスタ多治米店出張所	(広島県福山市多治米町)
高陽支店万惣高陽深川店出張所	(広島県広島市安佐北区深川)
五日市中央支店ゆめタウン五日市コイン通り出張所	(広島県広島市佐伯区五日市)
八丁堀支店天満屋八丁堀ビル出張所	(広島県広島市中区胡町)
八丁堀支店プロマート八丁堀店出張所	(広島県広島市中区鉄砲町)
八丁堀支店パルコ本館出張所	(広島県広島市中区本通)

また、当年度において熊野支店ユアーズ熊野店出張所、廿日市支店イオン廿日市店出張所、廿日市支店イオン廿日市店正面口出張所、福山南支店天満屋ハピータウンみどり町店出張所、高陽支店万惣高陽深川店出張所、向島支店ユアーズ兼吉店共同出張所、八丁堀支店八丁堀センター出張所を廃止いたしました。

(コンビニATMを除く)

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	1,915
---------------	-------

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店 舗	1,237
事 務 所 ほか	678

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

重要な親会社については、該当ありません。

### ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
ひろぎん ビジネスサポート 株式会社	広島市中区紙屋町 一丁目3番8号	連結決算業務、 印刷・製本業務	平成2年 11月30日	百万円 40	% 100.00	
ひろぎん モーゲージサービス 株式会社	広島市中区舟入中町 9番12号	担保不動産の調査・ 評価業務	平成元年 8月24日	百万円 20	% 100.00	
しまなみ債権回収 株式会社	広島市中区銀山町 3番1号	債権管理回収業務	平成13年 6月1日	百万円 500	% 100.00	
ひろぎん ウェルスマネジメント 株式会社	広島市中区舟入中町 9番12号	保険代理業務	平成17年 10月1日	百万円 10	% 100.00	
ひろぎん保証 株式会社	広島市中区十日市町 一丁目3番34号	住宅ローン等の 信用保証業務	昭和53年 6月12日	百万円 30	% 100.00	
ひろぎん カードサービス 株式会社	広島市中区銀山町 3番1号	クレジットカード発行 業務、消費者ローン 等の信用保証業務	昭和62年 4月20日	百万円 80	% 100.00	
ひろぎん ウツミ屋証券 株式会社	広島市中区立町 2番30号	金融商品取引業務	平成19年 7月25日	百万円 6,100	% 50.00	
ひろぎんリース 株式会社	広島市中区本通 7番19号	リース業務	昭和55年 10月17日	百万円 2,070	% 20.00	
ひろぎん オートリース 株式会社	広島市中区本通 7番19号	自動車等のリース 業務	平成4年 4月1日	百万円 10	% —	

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
3. ひろぎんオートリース株式会社は、当行の関連法人等が議決権の100.00%を直接保有しております。  
4. Hiroshima Finance (Cayman) Limited 及び Hiroshima Preferred Capital Cayman Limited は、それぞれ平成26年6月30日及び平成26年9月22日に清算結了しております。  
5. ひろぎん保証株式会社及びひろぎんカードサービス株式会社の2社は、平成27年1月28日に自己株式の取得等を行い、当行の完全子会社となりました。  
6. 当行の連結される子会社は6社、持分法適用の関連法人等は3社であります。

#### 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. もみじ銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、しまなみ信用金庫、広島みどり信用金庫、信用組合広島商銀、広島市信用組合、広島県信用組合、備後信用組合、両備信用組合、中国労働金庫、広島県信用農業協同組合連合会及び会員農業協同組合とそれぞれ提携し、システムの共同利用により、口座引き落としによる代金回収サービス（HIT-LINE代金回収サービス）を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
7. 株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
8. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。
9. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス等を行っております。
10. 株式会社りそな銀行、株式会社サークルKサンクス、富士通株式会社、富士通フロンテック株式会社及び株式会社ゼロネットワークスとの提携（バンクタイム）により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れのサービス等を行っております。

## 2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

### (1) 会社役員の場合

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
角 廣 勲	取締役会長（代表取締役）		
池 田 晃 治	取締役頭取（代表取締役） 秘書室・東京事務所 担当		
藏 田 和 樹	専務取締役 法人営業部・国際営業部 公務営業部 担当		
竹 内 万 博	専務取締役 営業統括部・融資企画部 担当		
角 倉 博 志	専務取締役 個人営業部・業務サービス部 資金証券部 担当		
山 下 秀 雄	専務取締役 融資第一部・融資第二部 担当		
廣 田 亨	常務取締役東部統括本部長 東部統括本部 担当		
中 島 正 夫	常務取締役 総合企画部・事務統括部・IT統括部 担当		
三 吉 吉 三	取締役 コンプライアンス統括部・人事総務部 リスク統括部 担当		
小 嶋 泰 紀	取締役監査部長 監査部 担当		
住 川 雅 洋	取締役（社外）		
瀬 川 清 文	常任監査役（常勤）		
水野上 広 司	常任監査役（常勤）		
高 木 誠 一	監査役（社外）	株式会社アンデルセン・パン 生活文化研究所 代表取締役会長	
前 川 功 一	監査役（社外）	学校法人石田学園 広島経済大学 学長	
武 井 康 年	監査役（社外）	弁護士法人広島総合法律会計 事務所 所長弁護士 広島ガス株式会社 社外監査役	

- (注) 1. 取締役の住川雅洋は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役の高木誠一、前川功一及び武井康年は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 取締役の住川雅洋、監査役の前川功一及び武井康年は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。  
 4. 平成27年4月1日付で次のとおり取締役の委嘱の変更を行いました。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
山下 秀雄	専務取締役 融資部 担当		
廣田 亨	常務取締役 東部統括本部 担当		

5. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任日
常務取締役	塚本 誠	平成26年6月26日（辞任）
取締役	川崎 弘敬	平成26年6月26日（辞任）

(参考) 当行は執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。  
 (年度末現在)

氏名	地位	担当
吉野 勇治	常務執行役員	東京支店長
松谷 秀伸	執行役員	広島西支店長
有木 敏雄	執行役員	福山営業本部本部長兼営業推進部長
小川 実	執行役員	尾道支店長
野口 悟	執行役員	今治支店長
荒木 裕三	執行役員	呉支店長兼呉市役所出張所長
部谷 俊雄	執行役員	本店営業部本店長
神原 紳造	執行役員	西条支店長兼広島空港出張所長兼東広島市役所出張所長
神田 和幸	執行役員	岡山支店長
妻崎 博之	執行役員	徳山支店長

(注) 1. 平成27年4月1日付で次のとおり執行役員の地位及び担当の変更を行いました。

氏名	地位	担当
吉野 勇治	常務執行役員	リスク統括部担当補佐
有木 敏雄	常務執行役員	地区担当役員東部統括本部長
野口 悟	常務執行役員	地区担当役員
荒木 裕三	常務執行役員	地区担当役員
部谷 俊雄	常務執行役員	本店営業部本店長

2. 平成27年4月1日付で次のとおり執行役員に就任いたしました。

氏名	地位	担当
岩本 宏	執行役員	呉支店長兼呉市役所出張所長
本川 浩司	執行役員	福山営業本部本部長
小尻 泰史	執行役員	東京支店長
小尻 郁男	執行役員	今治支店長

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	13人	478
監査役	5人	82
計	18人	561

(注) 1. 上記には、平成26年6月26日開催の第103期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対する報酬等の額を含んでおります。

2. 取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等は、確定金額報酬、業績連動型報酬及び株式報酬型ストック・オプションとしております。社外取締役に対する報酬等は、確定金額報酬としております。

a. 取締役に対する確定金額報酬の報酬限度額は月額30百万円としております。  
(平成2年6月28日第79期定時株主総会決議)



- b. 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型報酬の報酬額は連結当期純利益を基準としており、報酬枠は次のとおりとしております。

（平成22年6月29日第99期定時株主総会決議）

連結当期純利益水準	報酬枠
210億円超	80百万円
180億円超 ～ 210億円以下	70百万円
150億円超 ～ 180億円以下	60百万円
120億円超 ～ 150億円以下	50百万円
90億円超 ～ 120億円以下	40百万円
60億円超 ～ 90億円以下	30百万円
30億円超 ～ 60億円以下	20百万円
～ 30億円以下	—

- c. 取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬限度額は年額1億5000万円としております。  
（平成22年6月29日第99期定時株主総会決議）
3. 監査役に対する報酬は、全て確定金額報酬としており報酬限度額は月額700万円としております。  
（平成22年6月29日第99期定時株主総会決議）
4. 上記の報酬等には、当事業年度に係る業績連動型報酬800万円、当事業年度に係る株式報酬型ストック・オプションの報酬額1330万円を含んでおります。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
住川 雅洋（取締役）	該当ありません
高木 誠一（監査役）	株式会社アンデルセン・パン生活文化研究所 代表取締役会長
前川 功一（監査役）	学校法人石田学園広島経済大学 学長
武井 康年（監査役）	弁護士法人広島総合法律会計事務所 所長弁護士 広島ガス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 監査役の高木誠一は、株式会社アンデルセン・パン生活文化研究所の代表取締役であります。当行は、株式会社アンデルセン・パン生活文化研究所との間に貸出金等の取引があります。
2. 取締役の住川雅洋、監査役の前川功一及び武井康年は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
住川 雅洋（取締役）	1年9ヵ月	取締役会14回開催のうち14回出席	過去に日本銀行の支店長及び地域金融機関の経営者を務めた見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
高木 誠一（監査役）	8年9ヵ月	取締役会14回開催のうち12回出席 監査役会14回開催のうち13回出席	会社経営者としての見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
前川 功一（監査役）	3年9ヵ月	取締役会14回開催のうち12回出席 監査役会14回開催のうち13回出席	学識者としての専門的見地から、独立した立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
武井 康年（監査役）	3年9ヵ月	取締役会14回開催のうち12回出席 監査役会14回開催のうち11回出席	弁護士としての専門的見地から、独立した立場で取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

#### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4人	28 (-)	—

- (注) ( ) 内は、社外役員に対する報酬以外の金額を内書きしております。

## 4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	2,000,000千株
	発行済株式の総数 (自己株式3,422千株を除く。)	621,843千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	16,713名
(3) 大株主	

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	25,726千株	4.13%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	19,387	3.11
明治安田生命保険相互会社	19,009	3.05
株式会社三菱東京UFJ銀行	16,588	2.66
株式会社みずほ銀行	15,000	2.41
シーピー化成株式会社	14,927	2.40
日本生命保険相互会社	12,085	1.94
住友生命保険相互会社	12,076	1.94
中国電力株式会社	12,008	1.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	11,969	1.92

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 持株比率は、自己株式(3,422千株)を控除して計算しております。  
 4. 持株比率の計算上、当行が三菱UFJ信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託)に対し、第三者割当て処分した1,685千株を上記の自己株式に含んで計算しております。

#### (4) その他株式に関する重要な事項

##### (従業員持株ESOP信託)

当行は平成23年5月13日開催の取締役会において、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株ESOP信託」(以下、「ESOP信託」という。)の導入を決議し、同年6月1日に信託契約を締結しました。

##### ① ESOP信託導入の目的

従業員の財産形成を促進する福利厚生制度の拡充を図るとともに、当行の業績や株価への意識を高め企業価値向上を図ることを目的とし、当行従業員へのインセンティブ・プランであるESOP信託を導入しました。

##### ② ESOP信託の概要

ESOP信託とは、米国のESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当行株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充(福利厚生制度の拡充)を図る目的を有するものをいいます。

当行が「広島銀行従業員持株会」(以下、「当行持株会」という。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は5年間にわたり当行持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を一括して取得します。その後、当該信託は当行株式を毎月一定日に当行持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当行が借入先銀行に対して一括して弁済するため、従業員への追加負担はありません。

##### ③ 信託契約の内容

イ. 信託の種類	特定単独運用の金銭信託(他益信託)
ロ. 委託者	当行
ハ. 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
ニ. 受益者	当行持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
ホ. 信託管理人	当行と利害関係のない第三者
ヘ. 信託契約日	平成23年6月1日
ト. 信託の期間	平成23年6月1日～平成28年6月10日
チ. 議決権行使	受託者は、当行持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当行株式の議決権を行使します。
リ. 取得株式の種類	当行普通株式
ヌ. 取得株式の総額	1,999,715,000円
ル. 株式の取得方法	当行自己株式の第三者割当により取得

## 5 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 名称 株式会社広島銀行第1回新株予約権</li> <li>② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 182,400株</li> <li>③ 権利行使価格（1株当たり） 1円</li> <li>④ 新株予約権の行使期間 平成22年7月29日～平成52年7月28日</li> <li>⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</li> </ul>	6名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 名称 株式会社広島銀行第2回新株予約権</li> <li>② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 199,400株</li> <li>③ 権利行使価格（1株当たり） 1円</li> <li>④ 新株予約権の行使期間 平成23年7月28日～平成53年7月27日</li> <li>⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</li> </ul>	6名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 名称 株式会社広島銀行第3回新株予約権</li> <li>② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 285,300株</li> <li>③ 権利行使価格（1株当たり） 1円</li> <li>④ 新株予約権の行使期間 平成24年7月28日～平成54年7月27日</li> <li>⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。</li> </ul>	6名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	① 名称 株式会社広島銀行第4回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 219,800株 ③ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ④ 新株予約権の行使期間 平成25年7月26日～平成55年7月25日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	8名
	① 名称 株式会社広島銀行第5回新株予約権 ② 目的となる株式の種類及び数 普通株式 309,400株 ③ 権利行使価格（1株当たり） 1円 ④ 新株予約権の行使期間 平成26年7月31日～平成56年7月30日 ⑤ 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。	10名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等  
該当ありません。

## 6 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 尾崎 更三 指定有限責任社員 柿沼 幸二 指定有限責任社員 河合聡一郎	74	当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、米国外国口座税務コンプライアンス法及び本部事務部門の再編・統合にかかる業務分析に係る作業支援業務等を委託し、対価を支払っています。
当行及び当行子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額		77 百万円

(注) 当行が支払うべき会計監査人としての報酬等の額は、当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

### (2) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する「会計監査人の解任又は不再任」に関する議案の内容を決定します。

## 7 業務の適正を確保する体制

- ・当行は、「地域社会との強い信頼関係で結ばれた、頼りがいのある<ひろぎんグループ>を構築する」という経営ビジョンのもと、地域社会の発展に寄与するため、健全で透明性の高い経営を目指しています。
- ・そのため、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守した誠実な企業活動に努めるほか、当行を取り巻く種々のリスクを適切にコントロールするためのリスク管理態勢を構築しています。
- ・具体的には、取締役会は、法令等及び外部環境の変化に対応して、経営の基本方針及び重要な規程を制定・改正するとともに、半期ごとに「経営計画」、「コンプライアンス・プログラム」及び「統合的リスク管理方針書」等を策定し、各店舗は、これらに基づき業務を運営しています。各店舗での業務運営については、内部監査部門が、取締役会の決議による「内部監査規程」等に基づいて監査しています。
- ・また、取締役会は、四半期ごとの「経営計画の実施状況」、「コンプライアンス・プログラムの実施状況」及び「統合的リスク管理の状況」等の業務の執行状況に係る報告に加えて、毎月、「内部監査結果」に係る報告を受け、業務が経営の基本方針・諸規程等に基づいて適切に運営

されていることを確認するとともに、改善が必要な事項があった場合には、都度、改善・是正をしています。

- ・加えて、株式会社東京証券取引所の「独立役員」の基準を満たす社外取締役を選任するなど、コーポレート・ガバナンス及び業務の適正を確保する体制の強化に継続的に努めています。
- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・当行では、「倫理規程」・「服務規程」・「コンプライアンス規程」を制定し、従事者の行動基準等を明記するほか、法令等遵守を徹底する具体的な実施計画として、半期ごとに、「コンプライアンス・プログラム」を取締役会で決議し、四半期ごとにその実施状況を取締役会に報告しています。また、法令等遵守の徹底と企業倫理の確立を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、法令等遵守に係る事項を審議・検討するなど、法令等遵守違反の未然防止を図っています。
  - ・加えて、法令等遵守に係る諸問題について、部店内で解決が図れない事情又は報告・相談ができない事情がある場合、従事者が、コンプライアンス統括部又は社外弁護士に、直接、報告・相談できる「ホットライン制度」を設置しています。
  - ・上記の「倫理規程」等諸規程、コンプライアンス委員会等の組織体制及び「ホットライン制度」等の諸制度について平易に解説した「コンプライアンス・マニュアル」を全従事者に配付し、研修で活用するなど、周知徹底を図っています。
  - ・また、「倫理規程」において、当行は、「ディスクロージャーの充実による経営情報の公正な開示を通じて、経営の透明性を高めるとともに、広く利用者意見を反映した経営を行う。」ことを定めているほか、「経理規程」及び「財務報告に係る内部統制に関する規程」を制定し、連結ベースで適時・適正な財務報告を行う態勢を整備しています。
  - ・さらに、「倫理規程」において、当行は、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等とは、他社（信販会社等）との提携による金融サービスの提供などの取引を含め一切の関係を遮断する。万一、不当要求等があった場合には、警察当局等と連携のうえあらゆる法的手段を講じ断固として対決する。」ことを基本方針として定めるとともに、反社会的勢力等との関係遮断に係る態勢を構築しています。
  - ・法令等遵守に加えて、当行では、お客さまの保護及び利便の向上に係る態勢の整備・確立に関する大綱として「顧客保護等管理規程」を制定し、全従事者が銀行の社会的責任と公共的使命を十分認識するなかで、お客さまへの説明、相談・苦情等への対応や情報管理など、お客さまの視点に立った誠実かつ公正な業務の遂行に努めています。
  - ・金融円滑化や「経営者保証に関するガイドライン」への対応についても、「与信基本原則規程」や「金融円滑化管理に関する基本方針」を制定し、お客さまへの円滑な資金の提供のほか、経営相談や経営改善に関する支援など適切な対応に係る態勢を整備しています。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・当行では、「取締役会規程」において、取締役会議事録を10年間保存することを定め、取締役の職務の執行に係る重要な情報として、適切に保存及び管理しています。
  - ・また、経営会議・審査会等の議事録等の重要な情報についても、行内諸規程に基づき、各部店において適切に保存及び管理しており、その状況を、内部監査部門が、「内部監査規程」等に基づいて監査しています。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当行では、銀行業務を取り巻く種々のリスクに適切に対応するため、「統合的リスク管理規程」



- に基づき、各リスクを統合的に把握・分析し、当行の経営に重大な影響を与える損失の発生及び拡大の防止を図るとともに、経営体力や収益性等とのバランスのとれた適切なリスク管理を行っています。
- 適切なリスク管理を実施するため、半期ごとに、「統合的リスク管理方針書」を取締役会で決議し、四半期ごとに「統合的リスク管理の状況」を取締役会に報告しています。また、随時、統合的リスク管理委員会を開催し、各リスクをモニタリングしています。
  - 一方で、リスクに見合った適切な自己資本を確保し、経営の健全性維持に資することを目的として、「自己資本管理規程」を制定し、バーゼルⅢにおける自己資本比率規制への対応も含め、適切な自己資本管理を行っています。
  - また、地震等の大規模災害など、業務が継続できなくなるリスクへ適切に対応するため、「業務継続計画（BCP）」として優先して継続する重要業務等を「危機管理規程」に定めるほか定期的に危機発生時を想定した模擬訓練を行うなど、適切な危機管理態勢を構築しています。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当行では、以下の体制を構築することにより、取締役の職務の執行の効率化を図っています。
  - ① 取締役会は、経営会議及び審査会を設置し、取締役会が決定した基本方針に基づく経営全般の重要事項の決定を経営会議に、重要な貸出案件の審議を審査会に委任し、効率的な業務運営を実施しています。
  - ② 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、業務の分掌及び職制並びに職務の権限に関する規程を整備し、各部門が、相互に連携しつつ、牽制機能が有効に発揮される形態で業務を分担執行しています。
- (5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当行では、健全かつ円滑なグループ経営を図るため、「グループ会社運営・管理規程」を制定し、グループ会社の運営・管理に関する方針及び統括管理部署等の組織体制を明確にしています。コンプライアンス及びリスク管理への対応は、当行が制定している「コンプライアンス規程」・「統合的リスク管理規程」における基本方針に基づき、統一的に実施しています。
  - また、グループ会社の業務を所管する部門の取締役・部長等を当該グループ会社の取締役・監査役として派遣し、業務の運営・執行状況を監視・監督しています。
  - さらに、取締役会は、グループ会社の経営全般の重要事項に係る協議・報告のため、グループ会社トップ協議会を設置しているほか、半期ごとにグループ会社の業務運営状況に係る報告を受け、グループ各社の業績・現況等を確認しています。
  - 加えて、当行は、「グループ会社協議・報告基準」に基づいて、グループ会社から定例または随時の協議・報告を受け、適時適切な対応をしているほか、当行の内部監査部門が、グループ会社の内部監査を実施し、その結果を当行取締役会に報告しています。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 当行では、平成18年4月に監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局を新設し、監査役会の指揮下に置いています。
  - 当行では、「職制規程」に基づき、監査役会事務局長は、監査役の指揮に従いその職務を補助し、また、監査役会事務局長の人事異動・評価についても監査役と協議することとしています。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 当行では、監査役は、行内諸規程に基づき、取締役会、経営会議、審査会などの重要な会議に

出席しています。

- また、「服務規程」に、職員からの監査役に対する報告ルールを定め、法令等に違反する行為等が発生した場合には、各部門のコンプライアンス管理者又は部長若しくはコンプライアンス統括部長から、監査役に遅滞なく報告する体制を構築しています。
  - 上記にかかわらず、各部門は、監査役からの依頼・要請に基づいて、随時、業務の執行状況に係る必要な報告・説明をしています。
- (8) その他監査役の実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、代表取締役と定期的に会合を開き、監査上の重要課題等について意見を交換するほか、会計監査人とも定期的に会合を開くなど積極的に意見を交換しています。
  - 監査役は、その他の取締役及び使用人とも定期的に会合を開くなど、監査態勢の整備を行っています。
  - また、監査役は、内部監査部門と定期的に意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて随時、内部監査部門の営業店監査に立会うほか監査結果の報告を求めるなど、緊密な関係を図り、効率的な監査の実施と監査の実効性の向上に努めています。

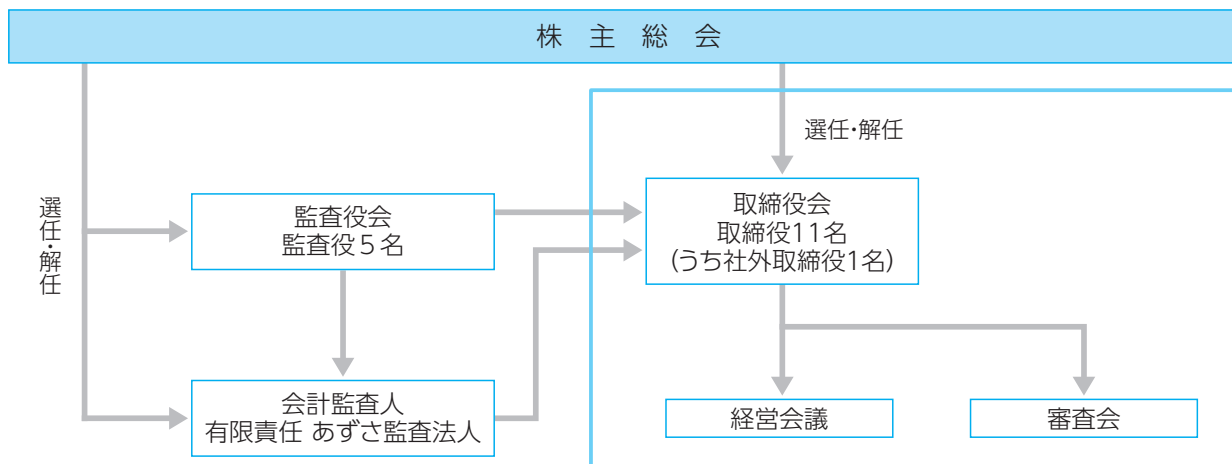
(注) 平成27年4月以降の見直し状況

- 当行では、平成27年4月から、「地区担当役員」として専担の執行役員を数名選任し、顧客リレーション及び支店地区指導体制の強化に取り組んでいます。また、平成27年4月28日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則の改正に即して企業集団内部統制及び監査役監査の実効性を確保するための体制について、一部見直しの決議を行っています。

\*参考資料「模式図」をご参照下さい。

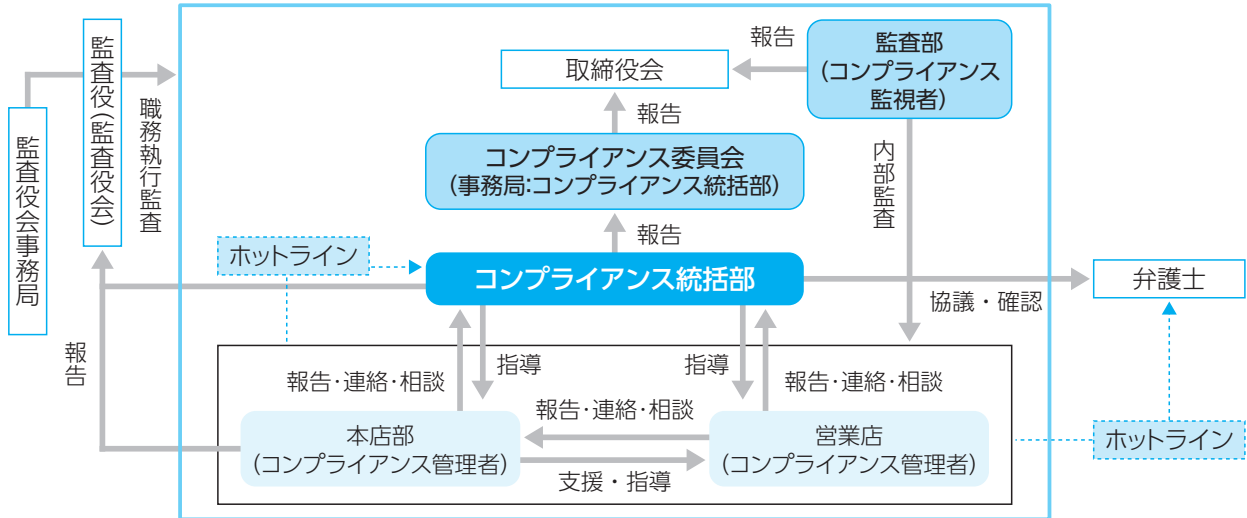
## \*参考資料「模式図」

(業務執行・経営の監視の仕組み)

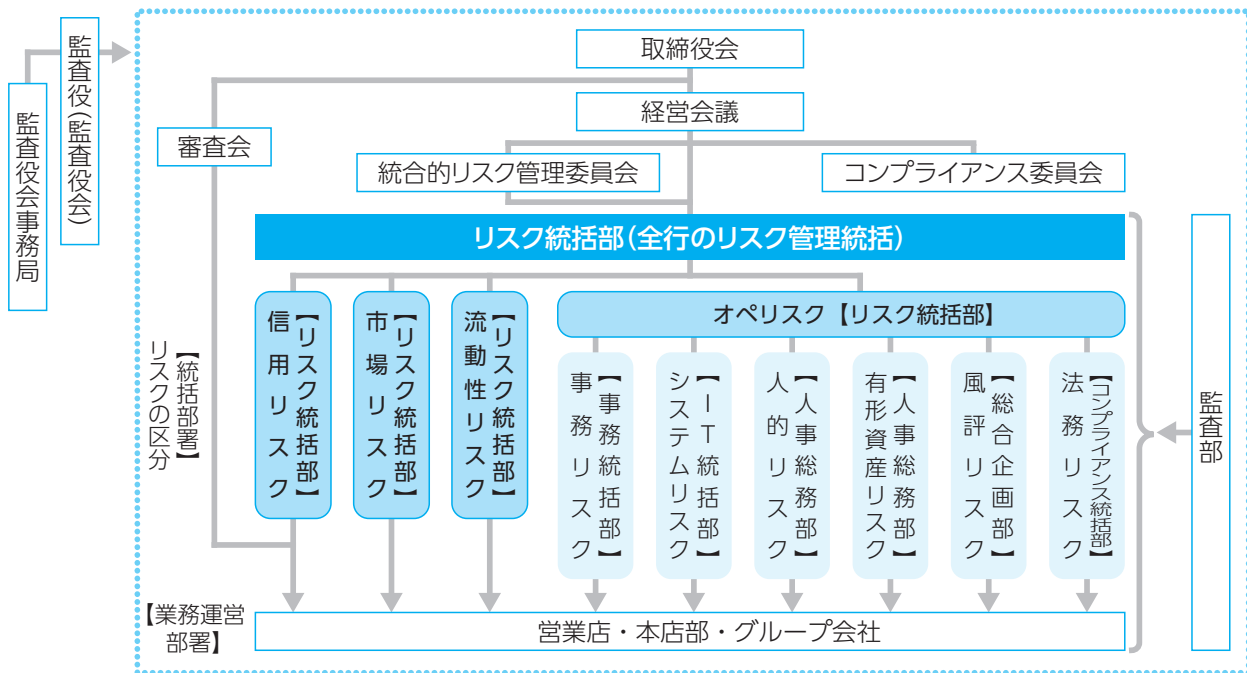


※上記のほか、執行役員13名（平成27年4月1日現在）を取締役会で選任し、業務を執行させております。

## (法令等遵守体制)



## (リスク管理体制)



# 第104期末 (平成27年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
現金預け	427,145	預当座預金	6,525,108
現金	81,454	普通預金	357,729
預け	345,691	貯蓄預金	3,225,107
コ一ル口一	20,722	定期預金	70,114
買入金	4,939	通知預金	34,605
特定取引	18,558	定期積	2,484,740
商品有価証券	995	その他の預金	40
特定金融派生商品	17,562	譲渡性の預金	352,770
金銭の信託	156	コールマネ	278,442
有価証券	2,139,431	売現先勘定	28,406
国債	1,134,648	債券借取引	88,861
地方債	145,002	特定取引	250,963
株式	155,044	特定金融派生商品	16,284
その他の証券	131,796	借入金	150,960
貸出金	572,938	外国為替	150,960
割引手形	26,329	未払外債	135
手証当座	141,021	社信未決済	110
外国為替	597,287	未決済	24
外買取	6,285	未決済	20,000
国他店預	4,585	未決済	47
入外為替	611	未決済	28,562
立外為替	1,089	未決済	274
その他の資産	23,905	未決済	2,348
未決済	3	未決済	6,652
未払費用	161	未決済	1,972
未収収益	7,843	未決済	1
金融派生商品	5,624	未決済	8,604
金融商品等差入担保金	300	未決済	1,560
その他の資産	9,971	未決済	852
有形固定資産	84,461	未決済	297
建物	12,989	未決済	5,998
土地	57,225	未決済	1,413
リース資産	815	未決済	63
建設仮勘定	119	未決済	14,686
その他の有形固定資産	13,311	未決済	14,062
無形固定資産	8,731	未決済	52,204
ソフトウェア	6,105	未決済	7,470,205
その他の無形固定資産	2,626	負債の部合計	
前払年費	29,395	(純資産の部)	
前払承諾	52,204	資本	54,573
貸倒引当金	△ 33,378	本剰余金	30,703
投資損失引当金	△ 4,827	資本剰余金	30,634
		その他資本剰余金	68
		利益剰余金	233,536
		利益剰余金	40,153
		その他利益剰余金	193,383
		別途積立金	170,604
		繰越利益剰余金	22,779
		自己株	△ 1,402
		株主資本合計	317,411
		その他有価証券評価差額金	65,658
		繰延ヘッジ損益	△ 1,125
		土地再評価差額金	27,344
		評価・換算差額等合計	91,878
		新株予約権	383
		純資産の部合計	409,672
<b>資産の部合計</b>	<b>7,879,877</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>7,879,877</b>

# 第104期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
経常収益	83,234	127,524
貸出金	64,844	
有価証券	15,806	
預金	227	
その他	116	
信託	2,239	
業務受託	136	
その他	26,257	
特定	7,576	
商	18,680	
品	397	
の	125	
外	271	
国	11,620	
債	1,766	
融	9,691	
の	161	
他	0	
の	5,878	
償	28	
却	2,728	
式	3,120	
の		
他		
の		
経		
常		
費		
用		
調	7,740	87,790
達	3,506	
預	307	
マ	178	
ネ	55	
先	368	
引	1,104	
支	463	
利	687	
支	1,068	
払	8,838	
費	2,838	
用	6,000	
損	11,672	
却	11,672	
費	55,134	
入	4,404	
額	2,394	
損	178	
却	0	
用	1,831	
経常費用		87,790
特別利益		39,733
固定	21	21
別		776
損	87	
分	689	
失		
損		
分		
失		
税引前当期純利益		38,978
法人税、住民税及び事業税	7,049	
法人税等調整額	8,042	
法人税等合計		15,091
当期純利益		23,887

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

## 連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 6社

ひろぎんビジネスサポート株式会社  
ひろぎんモーゲージサービス株式会社  
しまなみ債権回収株式会社  
ひろぎんウェルスマネジメント株式会社  
ひろぎん保証株式会社  
ひろぎんカードサービス株式会社

なお、前連結会計年度に連結される子会社でありましたHiroshima Finance (Cayman) Limited 及びHiroshima Preferred Capital Cayman Limitedは、清算終了により連結の範囲から除外しております。また、前連結会計年度に持分法適用の関連法人等でありましたひろぎん保証株式会社及びひろぎんカードサービス株式会社の2社は自己株式の取得等を行い当行の完全子会社となったため、当連結会計年度末より連結の範囲に含めております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等

エイチビー・アセット・ファンディング・コーポレーション

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当なし

- ② 持分法適用の関連法人等 3社

ひろぎんウツミ屋証券株式会社  
ひろぎんリース株式会社  
ひろぎんオートリース株式会社

なお、前連結会計年度に持分法適用の関連法人等でありましたひろぎん保証株式会社及びひろぎんカードサービス株式会社の2社は自己株式の取得等を行い当行の完全子会社となったため、当連結会計年度末より連結の範囲に含めております。

- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

エイチビー・アセット・ファンディング・コーポレーション

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- ④ 持分法非適用の関連法人等

該当なし

### (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 6社

### (4) のれんの償却に関する事項

該当なし

## 第104期末 (平成27年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	427,769	預 金	6,520,655
コールローン及び買入手形	20,722	譲 渡 性 預 金	273,007
買入金銭債権	6,564	コールマネー及び売渡手形	28,406
特定取引資産	18,558	売 現 先 勘 定	88,861
金 銭 の 信 託	156	債券貸借取引受入担保金	250,963
有 価 証 券	2,135,659	特 定 取 引 負 債	16,284
貸 出 金	5,102,855	借 用 金	150,960
外 国 為 替	6,285	外 国 為 替	135
そ の 他 資 産	27,466	社 債	20,000
有形固定資産	84,798	信 託 勘 定 借	47
建 物	13,031	そ の 他 負 債	36,573
土 地	57,225	退職給付に係る負債	38
リ ー ス 資 産	815	役員退職慰勞引当金	36
建設仮勘定	119	睡眠預金払戻損失引当金	1,413
その他の有形固定資産	13,606	ポイント引当金	100
無形固定資産	8,750	繰 延 税 金 負 債	24,324
ソフトウエア	6,119	再評価に係る繰延税金負債	14,062
その他の無形固定資産	2,631	支 払 承 諾	54,970
退職給付に係る資産	57,454	<b>負債の部合計</b>	<b>7,480,843</b>
繰 延 税 金 資 産	835	(純資産の部)	
支 払 承 諾 見 返	54,970	資 本 金	54,573
貸 倒 引 当 金	△ 35,807	資 本 剰 余 金	30,704
		利 益 剰 余 金	240,990
		自 己 株 式	△ 1,416
		株 主 資 本 合 計	324,851
		その他の有価証券評価差額金	65,661
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 1,125
		土 地 再 評 価 差 額 金	27,344
		退職給付に係る調整累計額	19,080
		その他の包括利益累計額合計	110,960
		新 株 予 約 権	383
		<b>純資産の部合計</b>	<b>436,195</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>7,917,039</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>7,917,039</b>

# 第104期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>経常収益</b>		<b>128,816</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>82,983</b>	
貸出金利息	64,844	
有価証券利息配当金	15,555	
コールローン利息及び買入手形利息	227	
預け金利息	116	
その他の受入利息	2,239	
<b>信託報酬</b>	<b>136</b>	
<b>役務取引等収益</b>	<b>27,243</b>	
<b>特定取引収益</b>	<b>397</b>	
<b>その他の業務収益</b>	<b>11,620</b>	
<b>その他の経常収益</b>	<b>6,434</b>	
償却債権取立益	28	
その他の経常収益	6,405	
<b>経常費用</b>		<b>88,500</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>7,740</b>	
預金利息	3,505	
譲渡性預金利息	307	
コールマネー利息及び売渡手形利息	178	
売現先利息	55	
債券貸借取引支払利息	368	
借入金利息	1,104	
社債利息	463	
その他の支払利息	1,756	
<b>役務取引等費用</b>	<b>9,190</b>	
<b>その他の業務費用</b>	<b>11,672</b>	
<b>その他の経常費用</b>	<b>55,464</b>	
<b>その他経常費用</b>	<b>4,432</b>	
貸倒引当金繰入額	2,406	
その他の経常費用	2,025	
<b>経常利益</b>		<b>40,315</b>
<b>特別利益</b>		<b>2,538</b>
<b>固定資産処分益</b>	21	
<b>負債のれん発生益</b>	2,517	
<b>特別損失</b>		<b>1,207</b>
<b>段階取得に係る差損</b>	430	
<b>固定資産処分損失</b>	87	
<b>減損損失</b>	689	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>41,647</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>7,141</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>7,942</b>	
<b>法人税等合計</b>		<b>15,083</b>
<b>少数株主損益調整前当期純利益</b>		<b>26,563</b>
<b>当期純利益</b>		<b>26,563</b>



# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

株式会社 広島銀行  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	尾崎 更三	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柿沼 幸二	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河合 聡一郎	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社広島銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

株式会社 広島銀行  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	尾崎 更三	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柿沼 幸二	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河合 聡一郎	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社広島銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社広島銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月7日

株式会社 広島銀行	監査役会
常任監査役(常勤)	瀬川清文 ㊟
常任監査役(常勤)	水野上広司 ㊟
社外監査役	高木誠一 ㊟
社外監査役	前川功一 ㊟
社外監査役	武井康年 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、株主還元とともに内部留保の充実にも意を用い、「安定配当金」に加えて、親会社株主に帰属する当期純利益に応じた「業績連動型の配当金」を実施しております。

これにより、第104期の期末配当および剰余金の処分は、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の割当てに関する事項、およびその種類と総額

当行普通株式1株につき、5円の金銭による配当を実施いたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は3,117,643,360円となります。

#### (2) 当該剰余金の配当がその効力を生じる日（支払開始日）

平成27年6月26日といたしたいと存じます。

### 2. 剰余金の処分に関する事項

#### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 16,000,000,000円

#### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 16,000,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 株主総会の運営をより機動的に行うため、現行定款第16条（議長）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役の人員適正化と経営意思決定の迅速化による経営効率化を図るため、現行定款第21条（取締役の員数）について所要の変更を行うものであります。
- (3) 取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第23条（取締役の任期）について所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第16条（議長）株主総会の議長は <u>会長</u> がこれにあたる。 <u>会長に欠員または支障あるときは頭取がこれにあたる。</u> 頭取また支障あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。	第16条（議長）株主総会の議長は <u>頭取</u> がこれにあたる。 （削除） 頭取に欠員または支障あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。
第21条（取締役の員数）当銀行の取締役は <u>20</u> 名以内とする。	第21条（取締役の員数）当銀行の取締役は <u>15</u> 名以内とする。
第23条（取締役の任期）取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	第23条（取締役の任期）取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

### 第3号議案 取締役10名選任の件

現在の取締役11名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行 の株式数
1	すみひろ 角 廣 (昭和19年1月1日生)	昭和42年4月 当行入行 平成10年6月 取締役総合企画部長兼関連事業室長 平成11年6月 取締役総合企画部長 平成12年6月 常務取締役 平成15年6月 専務取締役 平成18年6月 取締役頭取 平成24年6月 取締役会長 現在に至る	27,976株
2	いけだこうじ 池 田 晃 治 (昭和28年9月3日生)	昭和52年4月 当行入行 平成18年4月 執行役員福山営業本部本部長兼 イトーヨーカドー福山店出張所長 平成20年4月 常務執行役員福山営業本部本部長兼 イトーヨーカドー福山店出張所長 平成21年4月 常務執行役員総合企画部長 平成21年6月 常務取締役総合企画部長 平成23年4月 常務取締役 平成24年6月 取締役頭取 秘書室・東京事務所担当 現在に至る	21,000株
3	やましたひでお 山 下 秀 雄 (昭和30年1月26日生)	昭和53年4月 当行入行 平成17年4月 融資第一部長 平成19年4月 執行役員今治支店長 平成22年4月 執行役員 平成22年6月 取締役 平成24年6月 常務取締役 平成26年6月 専務取締役 融資部担当 現在に至る	18,144株

候補者 番号	ふり 氏 (生 年 月 日)  がな 名  と お る 号	略歴、当行における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当行 の 株 式 数
4	ひろ た 廣 田 (昭和33年 1 月 8 日生)	昭和56年 4 月 当行入行 平成20年 4 月 大手町支店長 平成22年 4 月 執行役員今治支店長 平成24年 4 月 常務執行役員今治支店長 平成25年 4 月 常務執行役員 平成25年 6 月 常務取締役東部統括本部長 平成27年 4 月 常務取締役 平成27年 5 月 常務取締役 (営業統括部、融資企画部、法人営業部、 国際営業部、公務営業部 担当補佐) 現在に至る	4,144株
5	なか しま まさ お 中 島 正 夫 (昭和32年 7 月26日生)	昭和55年 4 月 当行入行 平成18年10月 可部支店長兼可部南出張所長 平成20年 4 月 人事総務部長 平成21年10月 執行役員徳山支店長 平成25年 4 月 執行役員 平成25年 6 月 取締役 平成26年 6 月 常務取締役 総合企画部・事務統括部・IT統括部担当 現在に至る	17,144株
6	み よし きち そう 三 吉 吉 三 (昭和34年 7 月 4 日生)	昭和57年 4 月 当行入行 平成19年 6 月 コンプライアンス統括部長 平成21年 4 月 融資第二部長 平成22年11月 執行役員岡山支店長 平成26年 4 月 執行役員 平成26年 6 月 取締役 コンプライアンス統括部・人事総務部・リスク統括部担当 現在に至る	4,000株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
7	小嶋 泰 紀 (昭和33年2月7日生)	昭和55年4月 当行入行 平成20年4月 リスク統括部長 平成22年4月 営業統括部長 平成24年4月 執行役員西条支店長兼広島空港出張所長兼東広島市役所出張所長 平成26年4月 執行役員監査部長 平成26年6月 取締役監査部長 監査部担当 現在に至る	15,000株
※ 8	吉野 勇 治 (昭和34年3月5日生)	昭和57年4月 当行入行 平成18年4月 総合企画部長 平成21年4月 銀山町支店長 平成24年4月 執行役員東京支店長 平成26年4月 常務執行役員東京支店長 平成27年4月 常務執行役員 平成27年5月 常務執行役員 (個人営業部、業務サービス部、 資金証券部 担当補佐) 現在に至る	19,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
9	住川 雅洋 (昭和23年11月26日生)	昭和47年 4月 日本銀行入行 平成12年 5月 日本銀行広島支店長 平成14年 6月 日本銀行情報サービス局長 平成15年 4月 東京都民銀行入行 顧問 平成15年 6月 東京都民銀行常務取締役 平成16年 6月 東京都民銀行代表取締役専務 平成22年 6月 東京都民銀行顧問兼とみん経営研究所 代表取締役会長 平成23年 4月 アメリカンファミリー生命保険会社入社 シニアアドバイザー (現任) 平成25年 6月 当行取締役 現在に至る	4,000株
※10	前田 香織 (昭和34年 6月22日生)	昭和57年 4月 広島大学工学部助手 平成 2年 4月 財団法人放射線影響研究所 平成 6年 6月 広島市立大学情報科学部情報工学科助手 平成 8年 4月 広島市立大学情報処理センター講師 平成12年 7月 広島市立大学情報処理センター助教授 平成19年 4月 広島市立大学大学院情報科学研究科 教授 (現任) 現在に至る	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
3. 住川 雅洋氏、前田 香織氏は、社外取締役の候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由について
- ①候補者 住川 雅洋氏は、日本銀行の支店長および地域金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当行の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
  - ②候補者 前田 香織氏は、学識者としての経験および幅広い知識と高い見識を備えていることから、当行のコーポレート・ガバナンスの強化に十分貢献していただけるものと判断して選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 住川 雅洋氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当行は、住川 雅洋氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、前田 香織氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 前田 香織氏につきましては、その名前が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は、相原 香織 (あいばら かおり) であります。

#### 第4号議案 監査役5名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 瀬川 清文氏、水野上 広司氏、前川 功一氏および武井 康年氏の4氏が任期満了となり、また監査役 高木 誠一氏が辞任されますので、監査役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふり 氏 (生 年 月 日)	がな 名 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当行の株式数
1	みずのうえ ひろし 水野上 広 司 (昭和33年 4月 4日生)	昭和57年 4月 当行入行 平成19年10月 人事総務部担当部長兼人事企画課長 平成20年 4月 県庁支店長 平成22年 4月 大手町支店長 平成24年 4月 監査部理事 平成24年 6月 常任監査役(常勤) 現在に至る	21,090株
※ 2	みず たに ひろ ゆき 水 谷 泰 之 (昭和35年 9月 24日生)	昭和59年 4月 当行入行 平成20年 4月 リスク統括部担当部長兼リスク統括課長 平成21年10月 東京支店副支店長 平成25年 4月 コンプライアンス統括部長 平成27年 4月 コンプライアンス統括部理事 現在に至る	8,000株
3	たけ い やす とし 武 井 康 年 (昭和26年 4月 2日生)	昭和54年 4月 弁護士登録(現任) 平成23年 6月 当行監査役 現在に至る  (重要な兼職の状況) 弁護士法人広島総合法律会計事務所所長弁護士 広島ガス株式会社社外監査役	5,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当行 の株式数
※ 4	たか はし よし のり 高 橋 義 則 (昭和23年7月17日生)	昭和55年3月 公認会計士登録 平成18年6月 あずさ監査法人広島事務所長 平成23年7月 高橋公認会計士・税理士事務所代表(現任) 現在に至る	一株
※ 5	よし だ まさ こ 吉 田 正 子 (昭和29年8月3日生)	昭和56年3月 株式会社タカキペーカリー入社 平成18年4月 株式会社アンデルセン代表取締役社長 平成25年4月 株式会社アンデルセン・パン生活文化研究所 代表取締役社長 平成27年4月 株式会社アンデルセン・パン生活文化研究所 コーポレートアドバイザー(現任) 現在に至る	一株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
3. 武井 康年氏、高橋 義則氏および吉田 正子氏は社外監査役の候補者であります。
4. 社外監査役候補者の選任理由について
- ①候補者 武井 康年氏は、弁護士として培われた幅広い経験と法務全般への高い見識を有しており、当行監査役として経営全般の監視をお願いするとともに、経験を活かした有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- ②候補者 高橋 義則氏は、会計士として財務および会計に関して幅広い知識と高い見識を有しており、当行監査役として経営全般の監視をお願いするとともに、経験を活かした有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- ③候補者 吉田 正子氏は、企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して培われた高い見識を有しており、当行監査役として経営全般の監視をお願いするとともに、経験を活かした有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 武井 康年氏の当行監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 当行は、武井 康年氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、高橋 義則氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第5号議案 取締役に対する業績連動型報酬額改定の件

当行は、平成22年6月29日開催の第99期定時株主総会において、取締役に対する業績連動型報酬の導入についてご承認いただき、それまでの賞与に代えて、連結当期純利益を基準とした下表1に基づく業績連動型報酬を支給しておりますが、その後の利益水準の上昇や平成27年度から取組んでおります「中期計画2015～地域と共に未来を『創る』～」における目標利益の水準等を勘案するなか、取締役の業績向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）の業績連動型報酬額を改定し、下表2のとおりといたしたいと存じます。

なお、取締役（社外取締役を除く）の業績連動型報酬額につきましては、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとし、配分につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、現在の取締役は、11名（うち社外取締役1名）であります。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は、10名（うち社外取締役2名）となります。

（表1） 現行の業績連動型報酬枠

連結当期純利益水準	報酬枠
210億円超	8千万円
180億円超 ～ 210億円以下	7千万円
150億円超 ～ 180億円以下	6千万円
120億円超 ～ 150億円以下	5千万円
90億円超 ～ 120億円以下	4千万円
60億円超 ～ 90億円以下	3千万円
30億円超 ～ 60億円以下	2千万円
30億円以下	—

（表2） 改定後の業績連動型報酬枠

連結当期純利益 (親会社株主に帰属)	報酬枠
330億円超	12千万円
300億円超 ～ 330億円以下	11千万円
270億円超 ～ 300億円以下	10千万円
240億円超 ～ 270億円以下	9千万円
210億円超 ～ 240億円以下	8千万円
180億円超 ～ 210億円以下	7千万円
150億円超 ～ 180億円以下	6千万円
120億円超 ～ 150億円以下	5千万円
90億円超 ～ 120億円以下	4千万円
60億円超 ～ 90億円以下	3千万円
30億円超 ～ 60億円以下	2千万円
30億円以下	—

以上

(ご参考)

第104期（平成27年3月31日現在）信託財産残高表

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
信 託 受 益 権	28,902	金 銭 信 託	30,546
有 形 固 定 資 産	629	包 括 信 託	719
銀 行 勘 定 貸	47		
現 金 預 け 金	1,685		
合 計	31,265	合 計	31,265

- (注) 1. 共同信託他社管理財産については取扱残高はありません。  
2. 元本補てん契約のある信託については下表のとおりです。  
3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

元本補てん契約のある信託

金銭信託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
現 金 預 け 金	1,383	元 本	1,383
計	1,383	計	1,383

- (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## <インターネットにより議決権行使をされる場合のお手続きおよび取扱い等について>

インターネットにより議決権行使をされる場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当行の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月24日（水曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

#### 3. 複数回にわたり議決権を行使された場合の取扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱いさせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきますのでご了承ください。

#### 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となりますのでご了承ください。

以上

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

